

第4回京都府税務共同化推進委員会次第

平成19年7月6日(金)
午前10時～12時
京都府庁秘書課会議室

1 開 会

2 税業務の配分について

- (1) 府内一本化処理が望ましい業務
- (2) 広域単位で共同処理が望ましい業務
- (3) 各市町村・府での対応が望ましい業務

3 共同処理のイメージについて

- (1) 徴収(滞納整理、収納管理)
- (2) 課税(未定稿)

4 共同化組織について

5 そ の 他

6 閉 会

第4回 京都府税務共同化推進委員会資料目次

(平成19年7月6日)

(頁)

○ 京都府税務共同化推進委員会（第3回）概要	-----	1
○ 税業務の配分について	-----	2
○ 共同化組織について	-----	3
○ 税業務の配分	-----	4
○ 徴収共同化のイメージ	-----	8
○ 課税共同化のイメージ（例）	-----	9
○ 滞納整理業務の配分について	-----	10
○ 収納管理業務の配分について	-----	11
○ (例示)固定資産税課税業務の配分（イメージ）	-----	12
○ 主な広域行政方式の相違点	-----	13
○ 府内市町村の概要	-----	14
○ 共同化による業務量試算（徴収）	-----	15
○ 共同化による業務量試算（収納）	-----	16

京都府税務共同化推進委員会（第3回）概要

- 1 日 時 平成19年6月12日（火） 午前9時～10時30分
2 場 所 府庁1号館3階 秘書課会議室
3 出 席 者 委員6名（中西委員は欠席）、事務局（総務部理事、税務課長他）
4 審議概要
 - ・ 徴収共同化による業務効率の向上等を説明
 - ・ 19年度取組（大口滞納整理、電話催告センター、一部町村の先行共同化、償却資産調査）を説明
 - ・ 国保徴収と個人情報保護の論点を説明、意見交換

（1）徴収共同化による業務効率の向上等

- 現行業務レベルなら、集中処理、業務見直しで相当な効率化が可能だが、全体的には市町村の滞納整理業務を強化する必要がある。
- 事務局資料では、市町村の業務量を2倍増して、徴収率アップを図った場合でも、現行132名（府、25市町村の滞納整理従事職員）分の業務が124名分に削減され、更にその中の30～40名を外部化できる（約2割の効率化）となっている。しかし、補助的業務の効率化はもっと大きく、事務局資料以上の効果が期待できる。
- また、滞納整理の進捗、納期内納付率アップで、滞納件数が圧縮された場合、更に効果は拡大する。

（2）国保業務の共同化

- 国保税(料)の徴収問題は避けて通れない（国保税、税務課の徴収所管多い、一般税との重複4割、徴収業務に課題がある）。
- 課税業務は、市町村毎に異なる標準基礎課税総額算出作業が壁になる。
- 徴収業務の課題は、医療保険給付との関連が強く、徴収や債権管理が複雑化することである。
- 国保の徴収は共同化に組み入れる方向で議論する。

（3）個人情報保護

- 共同業務を処理するセンターでは、市町村・府からの個人情報提供制限、電子的結合制限、保護措置要求の問題をクリアする必要がある。
- 府民の信頼確保のために、個人情報保護規定（条例）の制定、厳格な罰則規定の制定、指揮命令の徹底等が必要である。
- 市町村の条例で審議会の意見聴取が義務づけられており、市町村毎の対応の違い（齟齬）がないように、共同化の趣旨と個人情報管理の徹底について理解を図る必要がある。

（4）その他

- 徴収業務の効率化は税目の特徴（固定資産税徴収の困難性）によって差は生じるが、今回の業務効率化に大きな異論はない。共同化は推進すべきである。
　徴収共同化の具体化を最優先して欲しい。また、大口滞納整理等の19年度取組については当委員会の審議検討と齟齬のないように留意して欲しい。
- 法人税等では経費として償却費を計上しながら、固定資産の償却資産申告はしていないケースがあり、償却資産の調査充実は税収アップが期待できる。

- 5 次回日程等 平成19年7月6日（金） 午前10時から12時まで
　徴収共同化の事務配分、業務場所、指揮命令、組織体制、
　不動産取得税（家屋評価）の共同化等

（以 上）

税業務の配分について

1 業務切り分けの視点

- 共同化が法律的に困難な業務、可能な業務
- 業務処理の面で共同化に馴染まない業務、馴染む業務
- その上で、府内一本化、広域単位、各市町村・府対応の3段階に区分

2 府内一本化処理が望ましい業務

大量・反復作業、専門性が高く統一的判断を要する業務等、一本化処理が最も効果的、効率的、納税の利便性を高める業務

(例：文書催告、電話催告、特別機動整理案件、申告一括受付、サーバー管理等)

3 広域単位の共同処理が望ましい業務

共同処理が必要な一方で、適宜、現地現場での作業が必要な業務

(例：滞納処分、家屋評価業務等)

4 各市町村、府単位で対応する業務

住民とのやりとりが必要となる業務、各市町村等の課税権に直接関わる業務

(例：納税証明書の交付、還付・充当、固定資産課税台帳の閲覧等)

共同化組織について

1 共同化組織が行う業務の範囲

(1) 税制部門（各市町村等の固有の課税権行使に係る業務）を含むのか。

- 課税自主権に関わることであり、共同化組織に取り込むことは不可
- 共同化組織の業務を適切に実施するためには、各市町村等に残る税制部門との密接な連携が重要
- 個別の課税決定など、課税権の直接的な行使に関わる業務についても工夫が必要

(2) 3段階の業務配分のどこまでを含めるのか。

① 「府内一本化処理」と「広域単位の共同処理」

- 一本化処理を行う組織と広域単位の組織との関係はどうするのか（指揮命令等）。
- 各市町村等の固有の課税権行使と共同化組織の関係はどうするのか。

② 「府内一本化処理」、「広域単位の共同処理」と「各市町村等対応処理」（各市町村等の固有の課税権行使に係る業務以外）

- 各市町村等に残る業務は、共同処理に馴染まないものも含んでおり、それらの業務を共同化組織の対象としていいのか。

③ 「府内一本化処理」のみ

- 府内一本化処理分のみで、共同化の目的を達成できるのか。
- 広域単位の共同処理を行う組織の性格付けをどうするのか。

2 共同化組織の性格

- 所管業務の責任ある執行
- 共同化メリットの発揮

税業務の配分

	徴収部門	課税部門	その他
府内一本化処理が望ましい業務	<ul style="list-style-type: none"> 督促状、催告書の一括作成・発送* 電話催告（センター）* 特別機動整理案件処理 業務指導 <p style="text-align: right;">*外注</p>	<ul style="list-style-type: none"> 課税資料一括受付、データ配信作業 (給与支払報告書・償却資産申告・軽自動車異動データ等) 申告一括受付業務 (法人関係税・たばこ税) 納税通知書の一括作成・発送* 機動調査（法人関係税、償却資産、軽油等） 機動的家屋評価作業 <p style="text-align: right;">*業務指導 *外注</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電算システム管理、情報管理 不服審査に係る整理 収納管理 市町村配分等 総務（研修、広報・広聴等）
各広域単位で共同処理が望ましい業務	<ul style="list-style-type: none"> 納税折衝（文書・電話催告、臨宅） 財産調査 滞納処分（差押～配当） 還付・充当（データ作成） 徴収猶予・換価猶予（調査） 延滞金減免・滞納処分の停止（調査） 不納欠損（調査） 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋評価業務（家屋評価センター） ゴルフ場利用税・鉱区税＋入湯税・鉱産税業務 <p style="text-align: center;">・検討事項</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>個人住民税業務 土地評価業務 固定資産税業務 都市計画税業務 軽自動車税業務</p> <p>不動産取得税業務 個人事業税業務 軽油引取税業務 自動車税業務</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 収納管理 納税証明書の交付 口座振替（入力等） 総務（物品管理等）
各市町村・府での対応が望ましい業務	<ul style="list-style-type: none"> 課税権に基づく決議 還付・充当 徴収猶予・換価猶予 延滞金減免・滞納処分の停止 不納欠損 	<p style="text-align: center;">・課税権に基づく決議</p>	<ul style="list-style-type: none"> 収納管理 納税証明書の交付 口座振替（受付） 還付・充当

府内一本化処理が望ましい業務

徴収部門

- ・督促状、催告書の一括作成・発送
- ・電話催告（コールセンター）
- ・特別機動整理案件処理
- ・業務指導

外注

外注

課税部門

- ・課税資料一括受付、データ配信作業
(給与支払報告書・償却資産申告・軽自動車移動データ等)
- ・申告一括受付業務
(法人関係税・たばこ税)
- ・納税通知書一括作成・発送
- ・機動調査(法人関係税、償却資産、軽油等)
- ・機動的家屋評価作業
- ・業務指導

外注

その他

- ・電算システム管理、情報管理
- ・不服審査に係る整理
- ・収納管理
- ・市町村配分等
- ・総務(研修、広報・広聴等)

各広域単位で共同処理が望ましい業務

徴収部門

- ・納税折衝（文書・電話催告、臨宅）
- ・財産調査
- ・滞納処分（差押～配当）
- ・還付・充当（データ作成）
- ・徴収猶予・換価猶予（調査）
- ・延滞金減免・滞納処分の停止（調査）
- ・不納欠損（調査）

課税部門

- ・家屋評価業務（家屋評価センター）
- ・ゴルフ場利用税・鉱区税＋入湯税・鉱産税業務
- ・検討事項
 - 個人住民税業務
 - 土地評価業務
 - 固定資産税業務
 - 都市計画税業務
 - 軽自動車税業務
 - 不動産取得税業務
 - 個人事業税業務
 - 軽油引取税業務
 - 自動車税業務

その他

- ・収納管理
- ・納税証明書の交付
- ・口座振替（入力等）
- ・総務（物品管理等）

市町村・府での対応が望ましい業務

徴収部門

- ・課税権に基づく決議

還付・充当
徴収猶予・換価猶予
延滞金減免・滞納処分の停止
不納欠損

課税部門

- ・個人住民税業務
- ・土地評価業務
- ・固定資産税業務
- ・都市計画税業務
- ・軽自動車税業務

- ・不動産取得税業務
- ・個人事業税業務
- ・軽油引取税業務
- ・自動車税業務

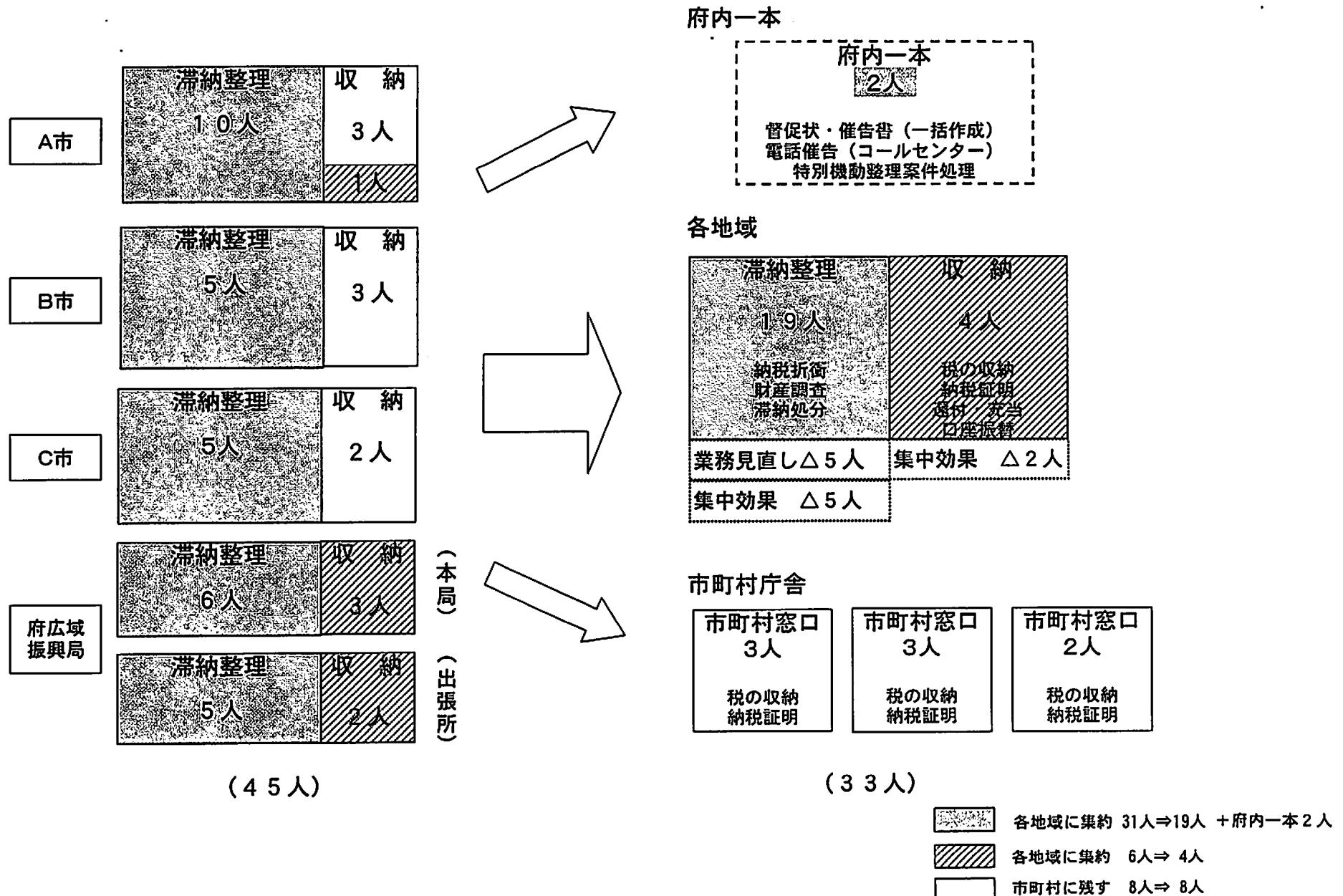
今後検討

- ・課税権に基づく決議

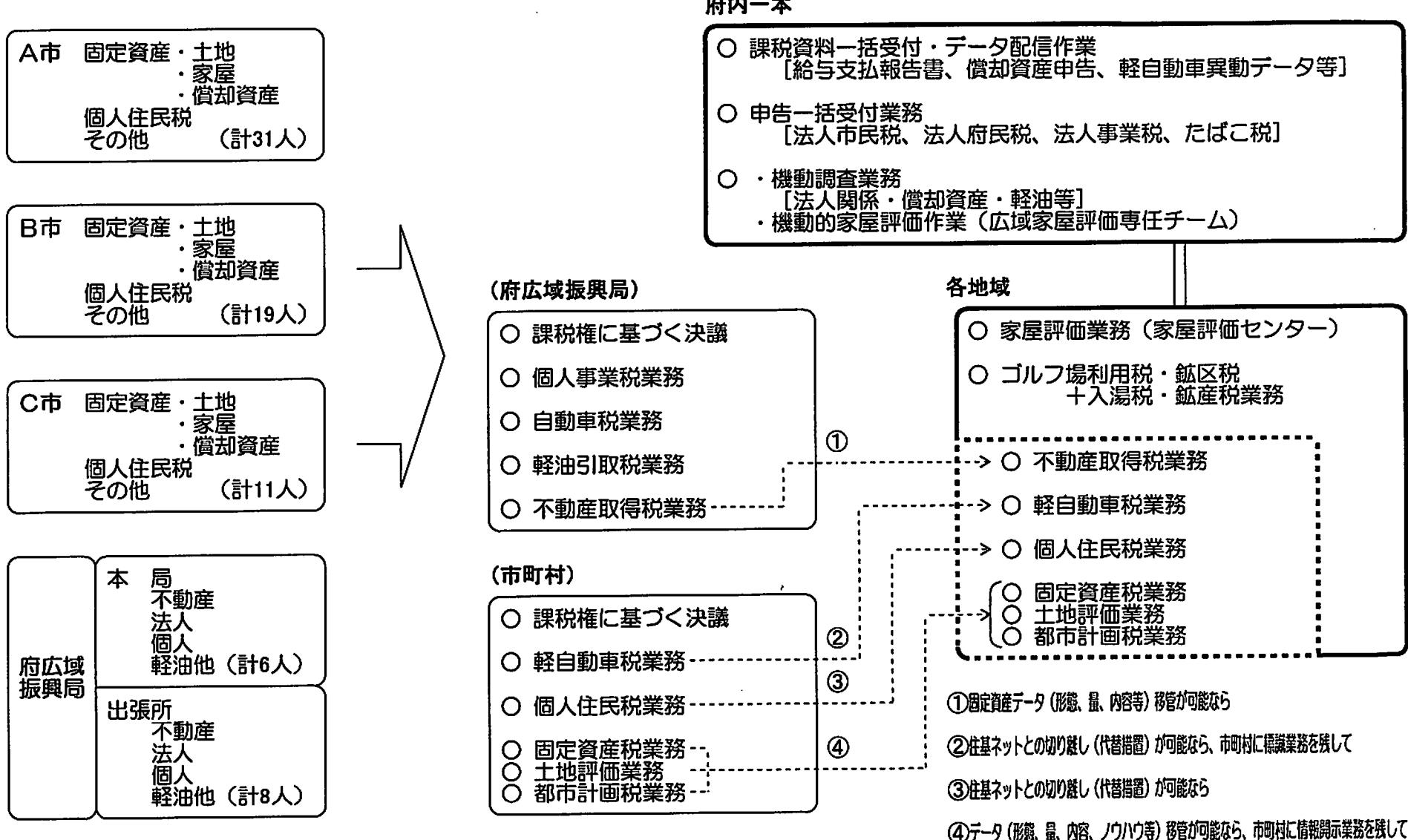
その他

- ・収納管理
- ・納税証明書の交付
- ・口座振替
- ・還付・充当

徴収共同化のイメージ



課税共同化のイメージ（例）



滞納整理業務の配分について

現 状		共 同 化 後		備 考
市町村・府	市町村・府で対応する業務	府内一本化する業務	広域単位で共同処理する業務	
○督促状の発付等	決 議	督促状の作成 発付 返戻分調査 再発付 一定期間後引継		
○催告書の作成 " 発送 返戻分調査 差押直前分		催告書の作成 " 発送 返戻分調査	差押直前分	電算で一括作成 滞納者との困難な折衝
○電話催告		電話催告(初動)	電話催告(整理)	初動分はコールセンター
○納税相談	納税相談(簡易)		納 税 相 談 (換価猶予等)	
○財産調査		特別機動整理案件	財産調査 (預金、不動産、売掛債権、仕入先、保険契約等把握)	税務署確定申告書調査
○ 捜 索			財産調査 (登記事項証明書等請求)	法務局調査
○差押・参加差押			財産調査 (金融機関等調査)	銀行、郵便局、保険会社照会
○交付要求			搜 索	
○換価(公売) ・配当			差押・参加差押 交付要求 換価(公売) ・配当	
○繰上徴収	決 議		繰上徴収 (事由把握、連絡)	
○換価猶予	決 議		換価猶予 (事由把握、連絡)	
○延滞金減免	決 議		延滞金減免 (事由把握、連絡)	
○滞納処分停止	決 議		滞納処分停止 (要件把握、連絡)	
○不納欠損	決 議		不納欠損 (要件把握、連絡)	

収納管理業務の配分について

現 状		共 同 化 後		備 考
市町村・府		市町村・府で 対応する業務	府内一本化 する業務	
窓 口 関 係	○現金収納	現金収納		現金収納 納税者利便
	○納税証明	納税証明		納税証明
管 理 関 係	○口座振替	申請受付 送付	申請受付、電算登 録 金融機関への連絡 消込 振替不能分に係る 納付書発送等	一本化か地 域かは検討 余地あり
	○調定額の管理	調定額決定決議		
管 理 関 係	○収入額の管理		電算入力消込 (委託会社にて)	調定調書作成と 市町村連絡 済通の回収、委託 先への送付、保管 個別帳票等の消込
	○決算関係	決算、出納への 連絡	決算情報の作成 市町村・府へ連絡	
管 理 関 係	○個人住民税の 配分			市町村・府への払 込額確定に係る事 務
	○還付金の支 出、充当	還付決定、支出 事務		還付、充当情報の 作成と市町村・府 への連絡

(例示) 固定資産税課税業務の配分(イメージ)

現状	共同化後			備考
市町村・府	市町村・府での対応が望ましい業務	府内一本化	広域単位で共同処理	
<p>◆評価事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家屋評価業務 建物登記済通知書 建築計画概要書閲覧 納税義務者申告 航空写真 (把握) 実地調査 評価調査依頼 図面等資料請求 資料分析 現地調査 評価計算 評価説明 調査提出 総評価見込み <p>○土地評価業務 土地登記済通知書 農地転用通知 生産緑地変更通知 標準地選定 鑑定評価依頼 近隣市町村調整 総評価見込み 各筆計算 調査提出</p>	<p>納税義務者申告 航空写真</p> <p>標準地選定 鑑定評価依頼</p>	<p>[評価専任チーム]</p> <p>○ ○ ○ ○ ○ ○</p>	<p>協同選任評価員 [家屋評価センター]</p> <p>○ ○ ○ ○ ○ ○</p>	
<p>◆評価審査委員会事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価審査委員選任 評価審査委員会運営 	評価審査委員選任 評価審査委員会運営			※データ(形態 ・量・内容・ ノウハウ等) 移管等が可能 なら、各広域 単位での共同 作業化につい て、平準的業 務・作業・仕 様等詳細調整 ・検討
<p>◆土地・家屋賦課事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価員等選任 価格決定 非課税 負担調整 特例等計算 名寄せ 賦課決定 納税通知書作成発送 更正通知書作成発送 返戻分処理 公示送達 減免 税制改正内容の反映 概要調査 	<p>評価員等選任 価格決定</p> <p>賦課決定</p> <p>公示送達 減免 税制改正内容の反映 概要調査</p>			
<p>◆償却資産賦課事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 申告受付 賦課決定 納税通知書作成発送 申告調査 	賦課決定	<p>○ ○</p>		
<p>◆情報開示業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地価格等概要表作成閲覧 家屋価格等概要表作成閲覧 縦覧公示 課税明細書作成送付 土地課税台帳登録閲覧 家屋課税台帳登録閲覧 償却資産課税台帳登録 課税台帳記載事項証明 宅地標準的価格閲覧 課税台帳登録公示 	<p>土地価格等概要表作成閲覧 家屋価格等概要表作成閲覧 縦覧公示</p> <p>土地課税台帳登録閲覧 家屋課税台帳登録閲覧 償却資産課税台帳登録 課税台帳記載事項証明 宅地標準的価格閲覧 課税台帳登録公示</p>			

主な広域行政方式の相違点

	一部事務組合	広域連合	協議会	事務の委託
団体の性格	・特別地方公共団体		・法人格なし（共同の執務組織）	・普通地方公共団体
構成団体	・都道府県、市町村及び特別区 ・複合的一部事務組合は市町村	・都道府県、市町村及び特別区	・同左	・都道府県、市町村
設置目的等	・構成団体又はその執行機関の <u>事務の一部の共同処理</u>	・構成団体が <u>持ち寄る事務は同一の必要性</u> ないし（ex:二館廃棄物と産業廃棄物）	・事務の一部を共同して管理・執行	・事務の一部を他市町村に委託して管理・執行
事務の権限	・構成団体の機能から除外され、 <u>一部事務組合等に帰属</u>		・構成団体の長の名で実行	・委託側自治体の権能から除外され、受託側自治体に帰属
設置手続	・構成団体の協議により規約を制定（構成団体の議会の議決要） ・都道府県加入は総務大臣、その他は知事の許可	・同左 ・ただし、総務大臣は許可を行うときは国の関係行政機関の長に協議	・構成団体の協議により規約を制定（構成団体の議会の議決要） ・総務大臣又は知事への届出	・構成団体の協議により規約を制定（構成団体の議会の議決要）
組織	・議会 — 管理者（執行機関）	・議会 — 長（執行機関）	・会長、委員	—
議員等の選挙方法等	・議員及び管理者は、規約の定めにより選挙又は選任	・議員及び長の選出は、当該区域内住民の選挙（直接・間接は不問）。充て職不可	・会長、委員は構成団体職員から選任	—
職員	・設置は規約で規定。独自職員の採用も可。一般的には充て職		・構成団体から派遣（充て職）。独自職員は持たない。	—
固有財産	・ <u>所有可</u>		・ <u>所有しないのが原則</u> （構成団体が取得し協議会が管理）	—
財源	・経費支弁方法は規約で規定		・構成団体が分担	・委託側自治体が負担
国等からの事務権限の委任	・国からの事務の受入不可	・国からの事務の受入可 ・ <u>都道府県加入の広域連合は国に、その他の広域連合は知事に権限・事務を委任するよう要請可</u>	・国からの事務の受入不可	・知事の権限に属する事務の一部を条例により市町村が処理可
構成団体との関係等	・規約の変更は構成団体の協議要（個々の自治体の議会議決也要） ・予算、決算は構成団体の関与の規定なく、独自運営が可能。ただし構成団体の経費分賦の場合は間接的に構成団体の議会のチェック要	・同左。 <u>構成団体へ規約変更の要請可</u> ・ <u>広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して報告可</u> ・国の地方行政機関、知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置可		・受託した地方公共団体の当該事務における条例、規則、規程は委託した地方公共団体のそれとして効力あり
直接請求	・住民参加の仕組みが存在しない。	・直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有するものは、広域連合に規約変更を構成団体に要請するよう求めることが可		・委託、受託それぞれ自らが属する普通地方公共団体に行う。

*複合的一部事務組合（§ 285）・・共同処理する対象を同一に限定しなくてもよく、構成市町村がそれぞれ必要な事業の共同処理が可能

*広域連合の規約・・名称、構成団体、区域、処理事務、広域計画の項目、事務所の位置、議会の組織及び議員の選挙方法、執行機関の組織及び選任方法、経費の支弁方法を規定

(第3回委員会配付資料)

共同化による業務量試算(徴収)

		現行業務量					想定業務量					共同化による効果				
		人・日		人員換算			人・日		人員換算			集中処理効果	業務見直し	差引	外部化検討	
		府	市町村	府	市町村	計	府	市町村	府	市町村	計					
算定基礎	新規滞納件数	37,122	334,018				37,122	318,018								
	滞納繰越件数	26,787	72,904				26,787	68,904								
	差押え件数	1,608	1,756				1,608	4,134								
	取立件数	1,343	1,405				1,343	3,307								
	公壳件数	13	6				13	12								
	滞納処分の停止件数	3,022	3,645				3,022	6,890								
業務量	文書催告	4,194	6,045	17.5	25.2	42.7	4,194	11,478	17.5	47.8	65.3	-13.0	-19.0	33.0	-30~-40	
	電話催告	2,796	4,030	11.7	16.8	28.4	2,796	7,652	11.7	31.9	43.5	-9.0	-9.0	26.0		
	財産調査	1,598	2,303	6.7	9.6	16.3	1,598	4,373	6.7	18.2	24.9			65.0		
	差押え(解除含む)	1,074	1,124	4.5	4.7	9.2	1,074	2,646	4.5	11.0	15.5					
	取立	336	351	1.4	1.5	2.9	336	827	1.4	3.4	4.8					
	公壳	260	120	1.1	0.5	1.6	260	240	1.1	1.0	2.1					
	滞納処分の停止	252	304	1.0	1.3	2.3	252	574	1.0	2.4	3.4					
	その他(来電・来客対応)	533	6,909	2.2	28.8	31.0	533	6,559	2.2	27.3	29.5					
人員	合計	11,042	21,187				11,042	34,350				-66.0	124.0	84~94		
	人員換算	46.0	88.3	46.0	88.3	134.3	46.0	143.1	46.0	143.1	189.1					
			134.3		134.3			189.1			189.1					
	増減(現行人員)			(44)	(88)	(132)					+57			-8	-38~-48	

* 滞納整理強化で約2倍増

共同化による業務量試算(収納)

		現行業務量					共同化による効果		
		人・日		人員換算			集中処理効果	外部化	差引
		府	市町村	府	市町村	計			
算定基礎	窓口収納件数	36,736	85,643						
	納税証明件数	57,416	80,742						
	来電件数	37,527	159,969						
	還付件数	6,855	37,393						
	口座振替	16,454	36,400						
	消込件数	0	1,224,228						
業務量	窓口収納	765	1,784	3.2	7.4	10.6			10.6
	納税証明	1,196	1,682	5.0	7.0	12.0			12.0
	電話対応	521	2,222	2.2	9.3	11.4			11.4
	還付	311	1,685	1.3	7.0	8.3	-1.7		6.7
	口座振替	229	1,517	1.0	6.3	7.3	-1.5		5.8
	消込	0	843	0.0	10.6	10.6	-3.2	-7.4	0.0
	その他	604	1,966	2.5	8.2	10.7			10.7
人員	合計	3,627	13,406						
	人員換算	15.1	56	15.1	55.9	71.0		-13.7	57.3
			71.0			71.0			
	増減(現行人員)			15	54	69			-12